

埼玉県立児童養護施設上里学園の指定管理者公募について

県では、「埼玉県立児童養護施設上里学園」の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

➤ 施設の名称、所在地及び指定期間

- 1 施設の名称 埼玉県立児童養護施設上里学園
- 2 所在地 児玉郡上里町三町183
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

➤ 施設の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条の規定に基づき、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

- 1 設置年月 昭和47年11月
- 2 定員 140人
- 3 現員 114人：男子55人 女子59人（令和2年4月1日現在）
- 4 敷地 敷地面積 16,820.59 m²
- 5 建物 鉄筋コンクリート造 建物面積 5,558.97 m²
(内訳 児童棟・管理棟・幼児棟ほか)

➤ 申請者の資格

県内に事務所を置く（置こうとする）社会福祉法人その他の法人・団体。ただし、その他の法人・団体が申請者となれるのは、他の社会福祉法人を代表者とするグループを構成して申請する場合に限りです。

➤ 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

提出された申請書により一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行います。

(2) 主な審査のポイント

- ・ 応募資格に適合しているか。
- ・ 法令等に適合した運営を確保できるか。
- ・ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ・ 処遇が困難な児童に対応できる熟練した職員が確保できるか。
- ・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ・ 指定管理業務に係る県の委託料（提案額）は適切な額か。
- ・ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ・ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ・ 施設の設置目的を達成するために創意工夫がされた方策が示されているか。
- ・ 防災、防犯その他緊急時の対応など、危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。

➤ 雇用確保への配慮について

現在上里学園で雇用している職員については、本人の意向を踏まえ、継続した雇用に配慮していただくものとします。

➤ 募集要項等の配布

- 1 期間 令和2年7月7日（火）～令和2年9月7日（月）
- 2 時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- 3 場所 埼玉県福祉部社会福祉課（埼玉県庁本庁舎4階）

※郵送やE-mailによる送付もできます。また県ホームページからも入手可能です。

➤ 質問事項の受付

- 1 期間 令和2年7月8日（水）～令和2年8月21日（金）
- 2 質問方法 所定の様式により郵送、FAX又はE-mailにてお願いします。

➤ 現地説明会

- 1 日時 令和2年7月27日（月）及び8月5日（水）いずれも14:00～
- 2 場所 児童養護施設上里学園 管理棟玄関前
- 3 参加者 1法人2名以内とします。（あらかじめ申込みが必要です。）

➤ 申請書類の受付

- 1 期 間 令和2年8月24日(月)～令和2年9月7日(月)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 2 時 間 午前9時から午後5時まで
- 3 受付場所 埼玉県福祉部社会福祉課(埼玉県庁本庁舎4階)
担当：施設指導・福祉人材担当
- 4 提出方法 郵送又は持参。ただし、郵送の場合は書留とし、令和2年9月7日(月)
午後5時必着。

➤ 指定までのスケジュール

日 程	内 容
7月8日(水)～8月21日(金)	質問事項の受付期間
7月27日(月)、8月5日(水)	現地説明会(2回)
8月24日(月)～9月7日(月)	申請書の受付期間
9月中旬	一次審査(書類審査)
9月下旬	一次審査結果通知
10月上旬	二次審査(プレゼンテーション)
10月中旬	二次審査結果通知(指定管理者候補者の選定)
12月下旬	指定管理者の議決(県議会12月定例会)
1月上旬	指定管理者の指定(告示)
3月下旬	協定の締結

➤ 問い合わせ先

埼玉県福祉部社会福祉課 施設指導・福祉人材担当 田島、神庭
住 所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電 話 048-830-3225
FAX 048-830-4782
E-mail a3270-12@pref.saitama.lg.jp